別紙様式４（第６条関係）

北院大　 第　　　　号

　　年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

　　　　　　　　様

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第９条第２項の規定に基づき、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求のあった法人  文書の名称又は内容 |  |
| ２　不開示とした理由 |  |
| ３　問い合わせ先 | 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学  　　　　（担当：　　　　　）電話　　　-　　- |
| ４　備考 |  |
| この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。  また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 | |